

## 監査公告第2号

### 定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和2年4月23日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

## 健康福祉部定期監査結果にかかる措置報告

### 監査結果（抜粋）

#### 監査意見

- ・国民健康保険特別会計の運営見込みについて、次のとおり意見を付す。

一人当たりの医療費や被保険者数の予測、基金の適正運用など、今後5年程度の見通しを速やかに公に示し、特別会計の健全経営に努めていただきたい。

#### 対 応

国民健康保険特別会計における一人当たり医療費の増加や被保険者数の減少に関する今後5年間の予測については、先に表として示したとおりです。

国民健康保険制度は、法改正による広域化で、平成30年度より財政運営の主体が市から県単位となり、それに伴い歳入歳出の科目や会計の規模、算定方法等が大きく変更されています。そのため、会計全体としての今後の見通しについては、過去の推移を参考に作成することが難しい状況にあります。

よって、平成31年度の決算後に、過去2年の予算及び決算状況を参考とし、今後5年程度の国民健康保険特別会計の見通しについて、納付金の資金需要並びに保険事業での基金の適正な運用を考慮して作成し、速やかに加賀市国民健康保険運営協議会等に示したいと考えております。